

## 議案第 27 号

石岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例  
を制定することについて

石岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

### 提 案 理 由

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い，災害援護資金の償還金の取扱いを改正し，併せて災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査及び審議する附属機関を設置するため。

## 石岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

石岡市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年石岡市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予，償還免除，報告等，一時償還及び違約金については，法第13条，第14条第1項及び第16条並びに令第8条，第9条及び第12条の規定によるものとする。

第16条を第18条とし，第15条の次に次の2条を加える。

（災害弔慰金及び災害障害見舞金支給審査委員会の設置）

第16条 市に，災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査及び審議するため，石岡市災害弔慰金及び災害障害見舞金支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の委員の定数は，5人以内とし，医師，弁護士その他市長が必要と認める者のうちから，必要の都度市長が委嘱する。
- 3 委員会の委員の任期は，前項の規定による委嘱の日から当該事項に係る調査及び審議の終了の日までとする。
- 4 前3項に定めるもののほか，委員会の組織及び運営に関し必要な事項は，市長が別に定める。

（報酬等）

第17条 委員会の委員の報酬及び費用弁償は，石岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年石岡市条例第49号）の定めるところによる。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第15条第3項の規定は、令和元年8月1日から適用する。

(地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例)

- 2 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和元年石岡市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第7条のうち石岡市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年石岡市条例第49号）別表の改正規定中障害者給付審査会委員の項の次に次のように加える。

災害弔慰金及び災害障害見舞金支給審査委員会委員	委員長	日額	15,000	副市長
	委員		10,000	副市長